この度、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の一部が改正されることに伴い、施行される内容の概要及び留意事項について通知します。

5 文科教第 6 5 4 号 令和 5 年 7 月 1 3 日

各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各 都 道 府 県 知 事 各指定都市・中核市市長 構造改革特別区域法第19条第1項の認定を 受けた各地方公共団体の教育委員会教育長 附属学校を置く各国公立大学長 各文部科学大臣所轄学校法人理事長 構造改革特別区域法第12条第1項の 認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学事務次官 柳 孝

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」による「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の一部改正等について(通知)

第211回国会において成立し、令和5年6月23日に公布された「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(令和5年法律第66号。以下「刑法等一部改正法」という。)附則第15条及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」(令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。)附則第14条の規定により、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号。以下「法」という。)の一部が改正され、令和5年7月13日に施行されます。

また、本改正に伴い、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(令和4年3月18日文部科学大臣決定。以下「基本指針」と

いう。)の改訂を行いました。

これらの概要等は下記のとおりですので、その趣旨を十分御理解いただき、 適切に御対応いただきますようお願いします。

文部科学省においては、これまで、基本指針の策定、教育職員等や大学の教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の作成・公表、児童生徒等<sup>1</sup>に対する性暴力等を行った教育職員等への厳正な対処等の促進、子供たちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」の推進など、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な施策を実施してきており、今後も引き続き、児童生徒等の権利利益の擁護に資するよう、取組を一層推進してまいります。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては域内の市区町村(指定都市・中核市を除く。)及び所轄の学校法人等(学校法人以外の私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園の設置者を含み、文部科学大臣所轄の学校法人を除く。)に対して、各指定都市・中核市長におかれては所轄の幼保連携型認定こども園に対して、各国公立大学長におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いします。

本通知は関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、各関係者は、これまでの関係資料も含めて再度確認の上、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するとの法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意の下、法及び基本指針に基づく取組を、各関係者が一丸となって実効的に講じていただきますようお願いします。

記

#### 第一 概要

- 1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正 について
  - (1) 「児童生徒性暴力等」の定義(刑法等一部改正法附則第 15 条、性的姿態撮影等処罰法附則第 14 条関係)

<sup>1 「</sup>児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。(法第2条第1項)

一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒

二 十八歳未満の者(前号に該当する者を除く。)

刑法等一部改正法において、不同意わいせつ(改正後刑法第 176 条)、不同意性交等(同法第 177 条)及び 16 歳未満の者に対する面会要求等(同法第 182 条)、並びに性的姿態撮影等処罰法において、性的姿態等撮影(性的姿態撮影等処罰法第 2条)、性的影像記録提供等(同法第 3条)、性的影像記録保管(同法第 4条)、性的姿態等影像送信(同法第 5条)及び性的姿態等影像記録(同法第 6条)に関する罪が新設等されることに伴い、「児童生徒性暴力等」の定義に関する法第 2条第 3 項第 3 号の規定について、当該罪に当たる行為を追加したこと。

(2) 経過措置(刑法等一部改正法附則第 16 条、性的姿態撮影等処罰法 附則第 15 条関係)

改正後の法第2条第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、刑法等一部改正法の施行前に行われた改正後の刑法第182条の罪に当たる行為及び性的姿態撮影等処罰法の施行前に行われた性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為については適用しないこととする経過措置を設けることとしたこと。

#### 2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の 改訂について

1 (1)の改正を踏まえ、児童生徒性暴力等の定義部分及び法第 15 条 第1項のデータベースの令和5年4月1日からの稼働を踏まえ、データベース関係部分等について、所要の改訂を行ったこと。

#### 第二 施行期日

公布の日から起算して二十日を経過した日(令和5年7月13日)(刑法等一部改正法附則第1条本文及び性的姿態撮影等処罰法附則第1条本文関係)としたこと。

#### 第三 留意事項

- (1)経過措置について、刑法等一部改正法の施行前に行われた改正後の 刑法第182条の罪に当たる行為及び性的姿態撮影等処罰法の施行前に行 われた性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為 については、改正後の法第2条第3項第3号の規定は適用せず、当該 行為は「児童生徒性暴力等」には該当しないこととしている。
  - 一方、当該行為の中には、改正前の法第2条第3項第3号から第5号

までに掲げる行為にも該当する行為もある(例:児童生徒等の性的な部位を撮影する行為(改正前の法第2条第3項第4号ロの通常衣服で隠されている人の身体を撮影する行為、改正後の法第2条第3項第3号の性的姿態撮影等処罰法第2条の罪に当たる行為に該当)等)。

本経過措置は、あくまで本改正によって法第2条第3項第3号に追加された行為(改正後の刑法第182条又は性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為)に関して適用するものであるから、上記のように改正前の法第2条第3項第3号から第5号までに掲げる行為にも該当する行為まで適用対象から除くものではない。

したがって、刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法(以下「改正等法」という。)の施行前に行われた、改正前の法第2条第3項第3号から第5号までに掲げる行為に該当する行為には、本経過措置は適用されず、改正前の法第2条第3項第3号から第5号までのいずれに該当する行為であるかを判別して失効・取上げの処分を行うこと。

- (2) 法第15条第1項に規定するデータベースへの特定免許状失効者等<sup>2</sup>に 関する情報の記録に当たり、失効・取上げの原因類型<sup>3</sup>に関する項目に ついては、免許状の失効・取上げの原因となった行為の時点において 適用される根拠条文に基づいて記録すること。したがって、(1)の とおり、刑法等一部改正法の施行前に行われた改正後の刑法第182条の 罪に当たる行為及び性的姿態撮影等処罰法の施行前に行われた性的姿 態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為のうち、改正 前の法第2条第3項第3号から第5号までに掲げる行為に該当する行 為については、改正前の法第2条第3項第3号から第5号までのいず れかの該当号を記録すること。
  - (例1) 改正等法の施行<u>前</u>に行われた行為が原因で、改正等法の施行<u>前</u> に免許状の取上げ処分を行い、改正法等の施行<u>後</u>にデータベース に記録する場合
    - →改正前の法第2条第3項における該当号を記録
  - (例2) 改正等法の施行<u>前</u>に行われた行為が原因で、改正等法の施行<u>後</u>に免許状の取上げ処分を行い、改正法等の施行<u>後</u>にデータベースに記録する場合

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 「特定免許状失効者等」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許法第 10 条第 1 項 (第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。)の規定により免許状が失効した者及び児童生徒性 暴力等を行ったことにより同法第 11 条第 1 項又は第 3 項の規定により免許状取上げの処分 を受けた者をいう。(法第 2 条第 6 項)

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 法第2条第3項第1号相当など、失効・取上げの原因となった性暴力等の行為の該当条項を示す。

#### 第四 児童生徒性暴力等の防止等に係る実効性の確保

教育職員等 4による児童生徒性暴力等を根絶するためには、法の基本理念を踏まえ、児童生徒性暴力等の防止、児童生徒性暴力等の早期発見及び対処、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与審査など、法や基本指針に定める様々な施策を、国、地方公共団体、任命権者等、学校の設置者、学校、教育職員等の関係者が一丸となって実効的に講じていく必要があること。特に、令和5年4月1日から稼働しているデータベースについて、法にのっとり適切に運用すること等を含め、児童生徒性暴力等の未然防止に努めるとともに、早期発見及び対処にかかる必要な措置が適切に行えるよう、改めて法の趣旨を確認し、徹底を図ること。具体的には、例えば、以下のことに留意すること。

#### 1 採用時における採用希望者の経歴等の確認について

(1) 教育職員等を任命又は雇用するときは、「教員による児童生徒に対 するわいせつ行為の防止に資する教員採用段階における取組に関する 調査結果について」(令和2年 12月 24日付け2教教人第 32号総合 教育政策局教育人材政策課長通知)や「教育職員等による児童生徒性 暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について」(令和5年3月 24 日付け4文科教第 1806 号文部科学事務次官通知) 等でも累次に渡 り通知しているとおり、採用関係書類においても賞罰欄等を設けた上 で、刑事罰のみでなく、懲戒処分歴や児童生徒性暴力等の懲戒処分の 原因となった具体的な理由の明記を求めたりすることなどにより、任 命又は雇用を希望する者の経歴等を十分に確認し、適切な判断を行う ことが必要であること。このことは、前職の有無や、免許状の種類、 常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任用・会計年度任用職員 等の任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、 全ての場合において必要であること。その際、当該任命又は雇用を希 望する者の本籍地の市町村に対して犯歴情報の照会等を行うことも考 えられること。

<sup>4 「</sup>教育職員等」とは、教育職員(免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。以下同 じ。)並びに学校の校長(園長を含む。)、副校長(副園長を含む。)、教頭、実習助手及 び寄宿舎指導員をいう。(法第2条第5項)

#### 2 特定免許状失効者等に係るデータベースへの情報の記録等について

- (1)免許管理者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)第2条第2項(構造改革特別区域法第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する各都道府県教育委員会及び認定市町村の教育委員会をいう。以下同じ。)は、当該都道府県又は認定市町村において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となったときは、法第15条第1項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずることが義務付けられていること(法第15条第2項)。
- (2) データベースへの記録は、官報への公告を待つことなく、失効・ 取上げの効力が発生した日の翌日(行政機関の休日に関する法律(昭 和63年法律第91号)第1条第1項各号に定める休日を除く。以下同 じ。)までに迅速に行うこと。また、官報に公告がなされた後、速や かに官報公告年月日、官報号数等の官報情報をデータベースに記録す ること。
- (3)懲戒免職処分又は解雇の前に禁錮以上の刑が確定したことにより免許状が失効するような場合などにおいて、所轄庁からの通知等により、児童生徒性暴力等を行ったことは確実であるが、免許管理者において、データベースへの記録に必要な失効・取上げの原因となった性暴力等の原因類型の把握を、失効・取上げの効力が発生した日の翌日までに行うことが困難な場合も想定される。その際、当該者が児童生徒性暴力等を行った事実が確実に認められる場合については、更なる本人への聴き取りや調査等によってその具体的な原因類型が特定されるのを待つことなく、データベースに記録することとされている他の項目を速やかにデータベースに記録すること。また、失効・取上げの原因類型についても、速やかに事実関係の把握を行った上で、データベースに記録すること。
- (4) データベースへの記録が必要な項目に関する事実関係の特定が困難な場合において、当該者が児童生徒性暴力等を行ったことにより刑に処せられたかどうか等の事実関係を正確に識別するため、任命権者等において、本人に対する聴き取り調査のほか、裁判の傍聴を行うことも考えられること。また、これらによっても当該者が児童生徒性暴力等を行ったことにより刑に処せられたかどうかの事実関係の特定が困難な場合は、免許管理者は、例えば、地方検察庁に対して刑事確定訴

訟記録法(昭和 62 年法律第 64 号)に基づく保管記録の閲覧請求を行うことも考えられること。

(5) 免許管理者は、データベースへの記録に伴い、過去の失効・取上げ事案で、万一これまでに官報公告していないものが発覚した場合には、任命又は雇用において免許状の有効性等を確認する際に重大な支障が生じることとなるため、免許法第 13 条第1項に基づき、遺漏なくかつ速やかに公告すること。なお、データベースへの記録をもって、官報への公告が不要となるわけではないことに留意すること。

#### 3 法の趣旨の再確認と徹底

(1) 法における児童生徒性暴力等は、被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、全て法律違反となることなども踏まえ、学校の設置者やその設置する学校は、未然防止に全力を尽くすとともに、このような事案が発生した場合は厳正に対処すること。

上記のような法の趣旨及び今回の改正を受け、法の趣旨を踏まえた適 正かつ厳格な懲戒処分の徹底に向けて、改めて処分基準や対処マニュア ルが適切なものであるか、点検・見直しを行うこと。

- (2) 法の趣旨及び基本理念について、児童生徒等に関わる全ての教育職員等一人一人が理解し、共通認識を持った上で、児童生徒性暴力等の防止に向けて一体的かつ組織的な対策を講じていくことが極めて重要であることを踏まえ、校内研修を様々な機会を捉えて継続的・計画的に実施するなど、教育職員等に対する研修・啓発の取組を徹底し、児童生徒性暴力等の防止等に関する服務規律の徹底を図ったうえで、事案が発生した場合には、
  - ・教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に 応じる者は、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思 われるときは、学校又は学校の設置者への通報その他適切な措置を とり、教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの 相談に応じる者は、犯罪の疑いがあると思われるときは、並行し て、速やかに、所轄警察署に通報しなければならないこと(法第 18条第1項及び第2項)。
  - ・児童生徒等からの相談に応じる者が公務員である場合であって、犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法の定めるところにより告発をしなければならないこと(法第18条第3項)。

- ・学校は、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、直ちに設置者に通報するとともに、児童生徒等の人権及び特性等に配慮する等の適切な方法にて事実の有無の確認を行うための措置を講じ、設置者に報告しなければならないこと。(法第18条第4項及び第5項)
- ・学校の設置者は、初期の段階から事案の対処のために積極的に対応 する必要があり、学校に対して必要な指導・助言を行うとともに、 事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係のない専門家の協 力を得て、公正性・中立性が確保されるよう事実確認の調査を行 い、任命権者等による懲戒の実施などの厳正な対処につなげること が必要であること。

等について徹底すること。

#### 4 その他

児童生徒性暴力等の防止等については、法や基本指針のほか、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について」(令和5年3月24日付け4文科教第1806号文部科学事務次官通知)も十分に了知すること。

#### 第五 関連資料

- 児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について(文部科学省 HP) https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/kyoin/mext\_00001.html
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について (令和3年6月11日付け3文科教第268号文部科学事務次官通知)
   https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/kyoin/mext 01584.html
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針(令和 4年3月18日文部科学大臣決定)
  - https://www.mext.go.jp/content/20220323-mxt\_kyoikujinzai01-000011979\_02.pdf
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部 の施行について(令和5年3月24日付け4文科教第1806号文部科学事務 次官通知)
  - https://www.mext.go.jp/content/20230324-mxt\_kyoikujinzai02-100000009\_9.pdf
- 児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画(文部科学省 HP) https://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/mext\_01036.html

● 児童生徒への性暴力等防止に関する教育委員会等における取組事例集及び 教育職員向け研修用動画(文部科学省 HP)

https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/kyoin/mext\_01196.html

● 性犯罪・性暴力対策の強化について (「生命 (いのち) の安全教育」を含む。) (文部科学省 HP)

https://www.mext.go.jp/a\_menu/danjo/anzen/index.html

- 個人情報保護関連法令・ガイドライン等 (個人情報保護委員会 HP) https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/
- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(法務省 HP) https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\_00198.html
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の 影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案(法務省 HP) https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\_00199.html

#### 別添資料

- 1 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)及び 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態 の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号)
- ①本文(関係部分抜粋)
- ②新旧対照表 (関係部分抜粋)
- 2 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」 の改訂(新旧対照表)
- 3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法 律第57号)及び関係法令(令和5年7月13日施行後)

本件担当: 文部科学省 代表電話: 03-5253-4111

(全体に関すること)

総合教育政策局 教育人材政策課

教員免許·研修企画室 法規係

内線:3969,3968

(「児童生徒性暴力等」の定義に関すること)

初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育公務員係

内線:2588

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(抄)

第一条~第三条 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律

この法律は、 公布の 日から起算して二十日を経過した日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

一の第二条の規定並びに附則第四条第一項及び第五条の規定

第三条中刑事訴訟法第三百二十一条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第三百二十三条の改正

公布

の日

規定並びに附則第四条第三項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定め

る日

三 附則第十九条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律 (令和五年法律第二十八号) 附則第一 条第

四号に定める日

第二条~第十四条 (略)

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正)

第十五条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 (令和三年法律第五十七号) の一部を

次のように改正する。

第二条第三項第一号中 「第百七十七条」を 「第百七十七条第一項」に改め、 同項第三号中 「児童買春、

児童ポ ル ノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」を 「刑法第百八十二条の罪又

は児童買春、 児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」 に改め

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一 部改正に伴う経過 措置

第十六条 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三

項 (第三号に係る部分に限る。) の規定は、 この法律の施行前に行われた同号に規定する刑法第百八十二

余の罪に当たる行為については、適用しない。

第十七条~第二十一条 (略)

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消

去等に関する法律(抄)

第一条~第二十八条 (略)

附則

(施行期日)

第一 条 この法律は、 公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、 第四章及び附則第

三条から第六条までの規定は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

第二条~第十三条 (略)

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正)

第十四条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 (令和三年法律第五十七号) *Ø*) 部を

次のように改正する。

第二条第三項第三号中 「罪又は」を「罪、」 に改め、 「までの罪」 の下に「又は性的な姿態を撮影する

行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律 (令和五

年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪 (児童生徒等に係るものに限る。) 」を加える。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一 部改正に伴う経過措置

第十五条 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三

項 (第三号に係る部分に限る。) の規定は、 この法律の施行前に行われた同号に規定する性的な姿態を撮

影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第

二条から第六条までの罪に当たる行為については、適用しない。

第十六条~第十七条 (略)

### 別添 1 新旧対照表

 $\bigcirc$ 教育職員等による児童生徒性暴力等 の防 止 等に関する法律 (令和三年法律第五十七号) 附 (傍線部分は改工門則第十五条関係 正係

一部分)

新 旧

対照表

(抄)

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

4~6 (略) 四·五 (略)	五 (略)
(前二号に掲げるものを除	を除く。)。の罪に当たる行為をすること(前二号に掲げ
五条から第八条までの罪に当たる行為を	て「児童ポルノ法」という。)第五
十二号。次号において「児童ポルノ法	する法律(平成十一年法律第五十二号。次号に
に児童の保護等に関する法律(平成十一年	係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等
買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び	刑法第百八十二条の罪又は児童買春、児童ポル
略)	略)
· ) · ·	除く。)
がないと認められる特別の事情がある場合を除	おそれがないと認められる特別の事情がある場
及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるお	た場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与
脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした	行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等
をして性交等をさせること(児童生徒等から暴	生徒等をして性交等をさせること(児童生徒等
の号において同じ。)をすること又は児	。以下この号に
五号)第百七十七条に規定する性交等をいう。	百七十七条第一項に規定する性交等を
童生徒等に性交等(刑法(明治四十年法律第	童生徒等に性交等(刑法(明治四十年法律第
行為をい	る行為
の法律にお	この法律に
$\overline{}$	(略)
第二条 (略)	第二条 (略)
(定義)	(定義)
改 正 前	改正後

新旧対照表(抄)性的な姿態を撮影する行為等 の処罰及び押収 物 に記録された性的な姿態 の影像 に係る電磁的 記 録 0) 消 去等に 関 以する法 律

 $\bigcirc$ 教育職員等による児童生徒性暴力等 0 防 止 等 に関する法律 (令和三年法律第五十七号) (傍線部分は改正部分)(附則第十四条関係)

(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	改正後	
(定義) (略) (定義) (定義) (定義) (定義) (略) (定義) (略) (定義) (略) (定義) (略) (定義) (略) (定義) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地	改正前	

#### 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」の改訂(新旧対照表)

※該当箇所のみ抜粋。また、脚注及び形式的な文言等の修正については省略する。

改訂後 改訂前

第1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針

1 法の趣旨及び目的、基本理念等

(略)

- 2 児童生徒性暴力等の定義
- 児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為をいう(法第2条第3項)。
  - ① 児童生徒等に性交等(刑法(明治40年法律第45号)第177条第1項 に規定する性交等をいう。)をすること又は児童生徒等をして性交等を させること(児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性 交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれが ないと認められる特別の事情がある場合を除く。)。(法第2条第3項第 1 号)
  - ② (略)
  - ③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処 罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。以下「児 竜ポルノ法」という。) 第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮 影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る 電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号。以下「性的 姿態撮影等処罰法」という。)第2条から第6条までの罪(児童生徒等 に係るものに限る。) に当たる行為をすること(①及び②に掲げるもの を除く。)。(法第2条第3項第3号)
  - ④•⑤ (略)

第1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針

1 法の趣旨及び目的、基本理念等

(略)

- 2 児童生徒性暴力等の定義
- 児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為をいう(法第2条第3項)。
- ① 児童生徒等に性交等(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 177 条に規定 する性交等をいう。)をすること又は児童生徒等をして性交等をさせる こと(児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等を した場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと 認められる特別の事情がある場合を除く。)。(法第2条第3項第1号)
  - (略)
- ③ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護 等に関する法律(平成11年法律第52号。④において「児童ポルノ法」 という。) 第5条から第8条までの罪に当たる行為をすること(①及び ②に掲げるものを除く。)。(法第2条第3項第3号)

 $(4) \cdot (5)$ (略)

○ ①について、刑法第 177 条の不同意性交等罪、児童福祉法(昭和 22 年 | ○ ①について、刑法第 177 条の強制性交等罪、児童福祉法(昭和 22 年法

法律第 164 号)第 34 条第 1 項第 6 号の淫行罪に当たる行為や、いわゆる 青少年健全育成条例により禁止される性交等は、ここに含まれると考えら れる。

- ②については、刑法第 176 条の<u>不同意わいせつ罪</u>、児童福祉法第 34 条 第 1 項第 6 号の淫行罪に当たる行為(①の場合を除く。)や、いわゆる青 少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為は、ここに含まれると考 えられる。
- ③については、
- ・刑法第 182 条の罪: 16 歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求(同条第1項)、面会(同条第2項)、性的な姿態を撮影した映像の要求(同条第3項。いわゆる自撮り要求等)、
- ・児童ポルノ法第5条から第8条までの罪に当たる行為:児童買春周旋(同法第5条)、児童買春勧誘(同法第6条)、児童ポルノ所持、提供等(同法第7条)、児童買春等目的人身売買等(同法第8条)(児童買春(同法第4条)は明記されていないが、これは性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる)、
- ・性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為(児童生徒等に係るものに限る。)8:児童生徒等に係る性的姿態等の撮影(同法第2条)、性的影像記録の提供等(同法第3条)及び当該行為をする目的での保管(同法第4条)、性的姿態等影像の送信(同法第5条)、及び記録(同法第6条)

がここに含まれる。

○ ④については、いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や<u>③に含ま</u>れない盗撮などの行為などが、ここに含まれると考えられる。

律第 164 号) 第 34 条第 1 項第 6 号の淫行罪に当たる行為や、いわゆる青 少年健全育成条例により禁止される性交等は、ここに含まれると考えられ る。

- ②については、刑法第 176 条の<u>強制わいせつ罪</u>、児童福祉法第 34 条第 1 項第 6 号の淫行罪に当たる行為(①の場合を除く。)や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為は、ここに含まれると考えられる。
- ③については、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並び に児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪に当たる行為、す なわち、</u>児童買春周旋(同法第5条)、児童買春勧誘(同法第6条)、児童 ポルノ所持、提供等(同法第7条)、児童買春等目的人身売買等(同法第 8条)がここに含まれる。 児童買春(同法第4条)は明記されていないが、 これは性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児 童生徒性暴力等の対象となる。

○ ④については、いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や盗撮など の行為などが、ここに含まれると考えられる。

- 第2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に 関する事項
- 1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する施策

(略)

- 2 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等 への対処に関する施策
- (1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備

(略)

(2)教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置

(学校の設置者への通報・報告等)

○ なお、公立学校以外の学校において、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、雇用者による懲戒がなされる前に当該教育職員等が依願退職し雇用関係が消滅した場合などであっても、免許管理者 (免許法第2条第2項(構造改革特別区域法第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する各都道府県及び認定市町村の教育委員会をいう。以下同じ。) において、教育職員であった時期の非行に基づき教育職員免許法第11条第3項に基づく免許状の取上げ処分を行うことも可能である。

(児童生徒等と教育職員等の接触回避等)

○ 例えば、各学校において、当該教育職員等を担任から外したり、別の教育職員等が授業を実施したりするようにすることや、児童生徒等と接触しない事務作業に従事させることなどにより、児童生徒等への影響が生じないようにすることが考えられる。また、このために対応が必要となることも考えられることから、学校の設置者は、法第18条第1項の通報を受け

- 第2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に 関する事項
- 1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する施策

(略)

- 2 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策
- (1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備

(略)

(2)教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措 置

(学校の設置者への通報・報告等)

○ なお、公立学校以外の学校において、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、雇用者による懲戒がなされる前に当該教育職員等が依願退職し雇用関係が消滅した場合などであっても、免許管理者において、教育職員であった時期の非行に基づき教育職員免許法第 11 条第3項 に基づく免許状の取上げ処分を行うことも可能である。

(児童生徒等と教育職員等の接触回避等)

○ 例えば、各学校において、当該教育職員等を担任から外したり、別の教育職員等が授業を実施したりするようにすることや、児童生徒等と接触しない事務作業に従事させることなどにより、児童生徒等への影響が生じないようにすることが考えられる。また、このために対応が必要となることも考えられることから、学校の設置者は、法第18条第1項の通報を受け

た場合には、学校と緊密に連絡を取りつつ、迅速な支援に努める必要がある。<u>なお、事実確認により児童生徒性暴力等を行ったことが明らかとなった教育職員等に対する懲戒処分の決定がなされるまでの間の扱いについ</u>ても、同様の接触回避等の措置を行うことが当然に求められる。

- <u>さらに、児童生徒性暴力等を行った教職員が起訴された場合には、公立</u> 学校においては、分限処分としての起訴休職とすることも考えられる。
- (3) 児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する厳正な対処(略)
- 3 教育職員等の任命又は雇用に関する施策
- (1) データベースの整備<u>及び特定免許状失効者等に関する情報の記録</u> (削除)

○ 特定免許状失効者等に該当する者を任命又は雇用しようとする場合に は、法第3条において教育職員等は児童生徒性暴力等をしてはならないこ ととされていることを踏まえ、少なくとも、当該希望者が児童生徒性暴力 等を再び行わないことの高度の蓋然性が認められる必要がある。特定免許 状失効者等に該当するか否かを確認するため、任命権者等は、教育職員を 任命又は雇用しようとするときは、法第15条第1項に基づき国が整備し、 令和5年4月1日より稼働しているデータベースの活用が義務付けられ ている。 た場合には、学校と緊密に連絡を取りつつ、迅速な支援に努める必要がある。 児童生徒性暴力等を行った教職員が起訴された場合には、公立学校に おいては、分限処分としての起訴休職とすることも考えられる。

(新設)

- (3) 児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する厳正な対処 (略)
- 3 教育職員等の任命又は雇用に関する施策
- (1) データベースの整備等
- 国は、特定免許状失効者等の氏名及び特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの事由、その免許状の失効又は取上げの原因となった事実等に関する情報に係るデータベースを、施行期日(公布の日(令和3年6月4日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日)までに整備する(法第15条、附則第1条)。

(新設)

- <u>個人情報の取扱いやセキュリティの確保を含めたデータベースの適切かつ有効な管理及び活用に当たっては、文部科学省から別途配布している</u> 「特定免許状失効者管理システム業務マニュアル」を確認するものとする。
- <u>免許管理者は、当該都道府県又は認定市町村</u>において免許状を有する者が特定免許状失効者等に該当するに至ったときは、<u>失効又は取上げに係る事実関係の把握を十分詳細に行った上で、</u>法第 15 条第 1 項で規定する特定免許状失効者等に関する情報をデータベースに迅速に記録するものとする(法第 15 条第 2 項)。
- データベースへの記録は、官報への公告を待つことなく、失効又は取上 げの効力が発生した日の翌日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年 法律第 91 号)第 1 条第 1 項各号に定める休日を除く)までに記録を行う ものとする。また、官報に公告がなされた後、速やかに官報公告年月日、 官報号数等の官報情報をデータベースに記録するものとする。
- データベースに記録する情報の期間は、当面、少なくとも 40 年間分の 記録を蓄積していくこととするが、記録情報の正確さを担保するために も、各<u>免許管理者</u>においては、文書管理規則等に則った上で、特定免許状 失効者等の免許状の失効・取上げに関する行政文書の適切な保存期間等に 留意する必要がある。
- データベースに記録された情報は、要配慮個人情報を含む場合もある機 微な情報であることから、情報に触れるユーザーは任命又は雇用の判断に 当たって一定の権限を有する者に限定すること、データベースにアクセス する端末及びユーザーID、パスワード、検索結果等の情報は紛失・盗難・

- 任命権者等が、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときに、個人情報の取扱いやセキュリティの確保を含め、データベースが適切かつ有効に管理及び活用されるよう、国は、任命権者等及び所轄庁の協力も得ながら、具体的な運用マニュアルの作成及び周知徹底等の必要な措置を講ずる。
- <u>免許管理者である都道府県教育委員会は、当該都道府県</u>において免許状を有する者が特定免許状失効者等に該当するに至ったときは、法第 15 条 第 1 項で規定する特定免許状失効者等に関する情報をデータベースに迅速に記録するものとする(法第 15 条第 2 項)。

(新設)

○ データベースに記録する情報の期間は、当面、少なくとも 40 年間分の 記録を蓄積していくこととするが、記録情報の正確さを担保するために も、各<u>都道府県教育委員会</u>においては、文書管理規則等に則った上で、特 定免許状失効者等の免許状の失効・取上げに関する行政文書の適切な保存 期間等に留意する必要がある。

(新設)

漏えい防止措置を講じること、使用用途の終了した情報は速やかに復元不可能な形で破棄することなどをはじめ、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(個人情報保護委員会)に例示された安全管理措置を適切に施すこと。

#### (2)教育職員等を任命又は雇用しようとするときのデータベースの活用等

- 任命権者等は、法の基本理念にのっとり、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、国のデータベースを活用するものとする(法第7条第1項)。データベースの活用は、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときに限られ、目的外の用途に使用してはならない。
- データベースの活用は、国公私立の別や、前職の有無、免許状の種類、 常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任用・会計年度任用職員等の 任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、教育職員 等を任命し、又は雇用しようとする全ての任命権者等に義務付けられてい ることに留意する必要がある。また、他機関との人事交流等により任命又 は雇用する際(国立大学法人と教育委員会との人事交流や、教育委員会事 務局職員等の行政職から教育職員等への採用等)にも、活用義務がある。
- 任命又は雇用を希望する者が特定免許状失効者等に該当することがデータベースの活用等により判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じ経歴等のより詳細な確認を行うなど、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。その際には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)にのっとり、適切に情報を取り扱うこと。
- 採用選考時の関係書類においても、賞罰欄等を設けた上で、刑事罰のみ でなく、懲戒処分歴や児童生徒性暴力等の懲戒処分の原因となった具体的

#### (2)教育職員等を任命又は雇用しようとするときの取組

- 任命権者等は、法の基本理念にのっとり、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、国のデータベースを活用するものとする(法第7条第1項)。
- データベースの活用は教育職員等を任命し、又は雇用しようとする全ての任命権者等に義務付けられている<u>ものであり、任命又は雇用を希望する</u>者が特定免許状失効者等に該当することがデータベースの活用等により判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じ経歴等のより詳細な確認を行うなど、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。

(新設)

(新設)

な理由の明記を求めたりすることなどにより、任命又は雇用を希望する者の経歴等を十分に確認し、適切な判断を行うことが必要であること。経歴等を十分に確認した上での適切な判断は、前職の有無や、免許状の種類、常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任用・会計年度任用職員等の任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、全ての場合において必要であること。

4 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関する施策 (略) 4 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関する施策 (略)

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 (令和三年法律第五十七号)

目次

第一章 総則 (第一条—第十一条)

第二章 基本指針 (第十二条)

第三章 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置 (第十三条—第十六条)

第四章 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等

(第十七条—第二十一条)

第五章 特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例等(第二十二条・第二十三条)

第六章 雑則 (第二十四条)

附則

# 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、 教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、 児童生徒等

に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに

鑑み、 児童生徒等の尊厳を保持するため、 児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、 教育職員等

による児童生徒性暴力等の防止等に関し、 基本理念を定め、 国等の責務を明らかにし、 基本指針の策定、

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の 早期

発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等について定め、 あわせて、 特定免許状失効者等に対す

る教育職員免許法 (昭和二十四年法律第百四十七号) の特例等について定めることにより、 教育職員等に

よる児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、 もって児童生徒等の権利利益の擁護に資すること

を目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定する幼

稚園、 小学校、 中学校、 義務教育学校、 高等学校、 中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子ども

に関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成十八年法律第七十七号) 第二条第七項に

規定する幼保連携型認定こども園をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒

二 十八歳未満の者(前号に該当する者を除く。)

3 この法律において 「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。

児童生徒等に性交等 (刑法 (明治四十年法律第四十五号) 第百七十七条第一項に規定する性交等をい

う。 ら暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与え 以下この号において同じ。)をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること(児童生徒等か

るおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。)。

児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること(前号に

掲げるものを除く。)。

刑法第百八十二条の罪、 児童買春、 児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関

三

する法律 (平成十一年法律第五十二号。 次号において 「児童ポルノ法」という。) 第五条から第八条ま

での罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的

記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪 (児童生徒等に係る

ものに限る。)に当たる行為をすること(前二号に掲げるものを除く。)。

兀 児童生徒等に次に掲げる行為(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって児童

生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをすること又は児童生徒

等をしてそのような行為をさせること(前三号に掲げるものを除く。)。

1 に規定する性的な部位をいう。)その他の身体の一部に触れること。 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位 (児童ポルノ法第二条第三項第三号

口 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、 又は撮影する目的で写真機その他の機器を差

し向け、若しくは設置すること。

五.

児童生徒等に対し、 性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるもの

をすること(前各号に掲げるものを除く。)。

4 この法律におい 7 「児童生徒性暴力等の防止等」 とは、 児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児

童生徒性暴力等への対処をいう。

5 この法律において 「教育職員等」とは、 教育職員(教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員を

いう。以下同じ。)並びに学校の校長(園長を含む。)、副校長 (副園長を含む。) 、教頭、 実習助手及

び寄宿舎指導員をいう。

6 この法律において 「特定免許状失効者等」とは、 児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許法

第十条第一 項 (第一号又は第二号に係る部分に限る。) の規定により免許状が失効した者及び児童生徒性

暴力等を行ったことにより同法第十一条第一項又は第三項の規定により免許状取上げの処分を受けた者を

いう。

(児童生徒性暴力等の禁止)

第三条 教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

(基本理念)

第四条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、 教育職員等による児童生徒性暴力等

が 全ての児童生徒等の心身の健全な発達に関係する重大な問題であるという基本的認識の下に行わ れなけ

ればならない。

2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、 児童生徒等が安心して学習その他の活動

に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを

旨として行われなければならない。

3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、 被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速

に保護することを旨として行われなければならない。

4 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、 教育職員等による児童生徒性暴力等が

戒免職の事 由 (解雇の事由として懲戒免職の事由に相当するものを含む。) となり得る行為であるのみな

らず、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷 つけるものであることに鑑み、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、 適正 か

つ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行われなければならない。

5 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、 国 地方公共団体、 学校、 医療関係者そ

の他の関係者の連携の下に行われなければならない。

(国の責務)

第五条 国は、 前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、教育職員等による児童生徒

性暴力等の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、 基本理念にのっとり、 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策

について、 国と協力しつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、 及び実施する責務を有する。

(任命権者等の責務)

第七条 教育職員等を任命し、又は雇用する者は、 基本理念にのっとり、 教育職員等を任命し、 又は雇用し

ようとするときは、第十五条第一項のデータベースを活用するものとする。

2 公立学校 (地方公共団体が設置する学校をいう。次項において同じ。) の教育職員等の任命権者は、 基

本理念にのっとり、 児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施の徹底を

図るものとする。

3 公立学校以外の学校の教育職員等を雇用する者は、 基本理念にのっとり、 児童生徒性暴力等をした教育

職員等に対し、 懲戒の実施その他の児童生徒性暴力等の再発の防止のために必要な措置を講ずるものとす

る。

(学校の設置者の責務)

第八条 学校の設置者は、 基本理念にのっとり、 その設置する学校における教育職員等による児童生徒性暴

力等の防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校の責務)

第九条 学校は、 基本理念にのっとり、 関係者との連携を図りつつ、学校全体で教育職員等による児童生徒

性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児

童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(教育職員等の責務)

第十条 教育職員等は、 基本理念にのっとり、 児童生徒性暴力等を行うことがないよう教育職員等としての

倫理の保持を図るとともに、 その勤務する学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力

等を受けたと思われるときは、 適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

# (法制上 の措置等

第十一条 国は、 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施するために必要な法制上

又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2

地方公共団体は、 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施するために必要な財

政上の措置その他 の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本以 指 針

第十二条 文部科学大臣は、 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的

に推進するための基本的な指針(以下この条において「基本指針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針

三 その他学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等に関する

重要事項

3 文部科学大臣は、 基本指針を定め、又は変更するときは、あらかじめ、 内閣総理大臣に協議するものと

する。

第三章 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置

(教育職員等に対する啓発等)

第十三条 国及び地方公共団体は、 教育職員等に対し、 児童生徒等の人権、 特性等に関する理解及び児童生

徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、 教育職員の養成課程における児童生徒性暴力等の防止等に関する教育の充実そ

の他必要な措置を講ずるものとする。

3 教育職員の養成課程を有する大学は、 当該教育職員の養成課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防

止等に関する理解を深めるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(児童生徒等に対する啓発)

第十四条 国 地方公共団体、 学校の設置者及びその設置する学校は、 児童生徒等の尊厳を保持するため、

児童生徒等に対して、 いことについて周知徹底を図るとともに、 児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響 何人からも児童生徒性暴力等により自己 特に教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等 の身体を侵害されることは あっては  $\vec{O}$ 権利を

身体を侵害されることはあってはならないこと及び被害を受けた児童生徒等に対して第二十条第 項 を与えるものであることに鑑み、

児童生徒等に対して、

教育職員等による児童生徒性暴力等により自己の

二十一条において準用する場合を含む。) の保護及び支援が行われること等について周知徹底を図らなけ

ればならない。

(データベースの整備等)

第十五条 玉 は、 特定免許状失効者等の氏名及び特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げ · の 事

由 その免許状の失効又は取上げの原因となった事実等に関する情報に係るデータベ ースの整備その 他  $\mathcal{O}$ 

特定免許状失効者等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

都道府県の教育委員会は、 当該都道府県において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等と

2

なったときは、 前項の情報を同項のデータベ ースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものと

する。

(児童生徒性暴力等対策連絡協議会)

第十六条 地方公共団体は、 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関係する機関及び団体の連携を

図るため、 学 校、 教育委員会、 都道府県警察その他の関係者により構成される児童生徒性暴力等対策連絡

協議会を置くことができる。

第四章 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置

等

(教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のための措置)

第十七条 学校の設置者及びその設置する学校は、 当該学校における教育職員等による児童生徒性暴力等を

早期に発見するため、 当該学校に在籍する児童生徒等及び教育職員等に対する定期的な調査その他 の 必要

な措置を講ずるものとする。

2

国及び地方公共団体は、 教育職員等による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための

体制の整備等に必要な措置を講ずるものとする。

(教育職員等による児童生徒性暴力等に対する措置)

第十八条 教育職員等、 地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者及び児童生徒等の保

護者は、 児童生徒等から教育職員等による児童生徒性暴力等に係る相談を受けた場合等において、 教育職

員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、 教育職員等による児童生徒性暴力等を受け

たと思われる児童生徒等が在籍する学校又は当該学校の設置者への通報その他の適切な措置をとるものと

する。

2 教育職員等、 地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、 前項に規定する場合に

お て犯罪 の疑い があると思われるときは、 速やかに、 所轄警察署に通報するものとする。

3 教育職員等、 地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者(公務員に限る。) は、 第

項に規定する場合において犯罪があると思われるときは、 刑事訴訟法 (昭和二十三年法律第百三十一

号)の定めるところにより告発をしなければならない。

学校は、 第一項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等によ

4

る児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、 直ちに、 当該学校の設置者にその旨を通報するととも

に、 当該教育職員等による児童生徒性暴力等の事 実の有無の 確認を行うための措置を講じ、 その結果を当

該学校の設置者に報告するものとする。

5 学校は、 前項の措置を講ずるに当たり、児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び

尊厳を害しないよう注意しなければならない。

6 学校は、 第四項の規定による報告をするまでの間、 教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思わ

れる児童生徒等と当該教育職員等との接触を避ける等当該児童生徒等の保護に必要な措置を講ずるものと

する。

7 学校は、 第四項の場合において犯罪があると認めるときは、 直ちに、 所轄警察署に通報し、 当該警察署

と連携してこれに対処しなければならない。

(専門家の協力を得て行う調査)

第十九条 学校の設置者は、 前条第四項の規定による報告を受けたときは、 医療、 心理、 福祉及び法律に関

する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、 当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものと

する。

2 学校の設置者は、 前項の調査を行うに当たり、 児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、その名

誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。

3

都道府県は、 第一項の調査が適切に行われるよう、 学校の設置者に対し、 同項の専門的な知識を有する

者に関する情報の提供その他の必要な助言をすることができる。

(学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援等)

第二十条 学校の設置者及びその設置する学校は、 医療、 心理、 福祉及び法律に関する専門的な知識を有す

る者の協力を得つつ、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けた当該学校に在籍する児童生徒等の保護

及び支援並びにその保護者に対する支援を継続的に行うものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、 前項に規定する児童生徒等と同じ学校に在籍する児童生徒等に

対する心理に関する支援その他当該児童生徒等及びその保護者に対する必要な支援を行うものとする。

(教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等への準

用

第二十一条 第十七条から前条までの規定は、 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務 **当** 

該学校の管理下におけるも のに限る。 に従事する者による児童生徒性暴力等 (当該学校の児童生徒等に

対するものに限る。)について準用する。

第五章 特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例等

(特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例)

第二十二条 特定免許状失効者等 (教育職員免許法第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。)

ついては、 その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、 当該 以特定免

許状失効者等の改善更生の状況その他その後 の事 情により再び免許状を授与するのが適当であると認め

れる場合に限り、再び免許状を授与することができる。

2 県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。 都道府県の教育委員会は、 前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、 あらかじめ、 都道府

都道府県の教育委員会は、 教育職員免許法第十条第二項 (同法第十一条第五項において準用する場合を

3

含む。) の規定により特定免許状失効者等から失効した免許状の返納を受けることとなった都道府県の教

に

育委員会その他の関係機関に対し、 当該特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの原因となっ

た児童生徒性暴力等の内容等を調査するために必要な情報の提供を求めることができる。

(都道府県教育職員免許状再授与審査会)

第二十三条 前条第二項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、 都道府県の教育委員会に、 都

道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。

都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、

第六章 雑則

2

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、 この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要

な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

文部科学省令で定める。

ただし、 第七条第一項及び第十五条並びに附則第五条の規定は、 公布 の日から起算して二年を超えない範

囲内において政令で定める日から施行する。

### (経過措置)

第二条 第二十二条の規定は、この法律の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に児童

生徒性暴力等を行ったことにより、 特定免許状失効者等となった者に係る免許状の再授与について適用

施行 日前に児童生徒性暴力等を行ったことにより、 特定免許状失効者等となった者に係る免許状の再

授与については、なお従前の例による。

2 前項に定めるもののほ か、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第四条 構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) の一部を次のように改正する。

第十九条の見出しを「(教育職員免許法等の特例)」に改め、 同条第一項中「とする。」を「と、

職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 (令和三年法律第五十七号) 第二十二条第二項中

教育委員会」とあるのは 「教育委員会 (構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第十九条

第一項の規定による認定を受けた市町村 (以下この項において「認定市町村」という。) の教育委員会を

含む。 次項及び次条第一項において同じ。)」と、 「都道府県教育職員免許状再授与審査会」 とあるの は

「都道府県教育職員免許状再授与審査会(認定市町村においては市町村教育職員免許状再授与審査会。 同

条において同じ。)」とする。」に改める。

引き ・ 寿生文堂 宇川文俊 400 『 『 で の こ の こ 文 三 こ

第五条 構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中 「第二十二条第二項」を「第十五条第二項」に改め、「(以下この項」の下に「及び

第二十二条第二項」を加え、 「次項及び次条第一項において同じ。)」と、」を「以下同じ。)」と、

「当該都道府県」 とあるのは 「当該都道府県 (認定市町村においては当該認定市町村)」と、第二十二条

第二項中」に、「同条に」を「次条に」に改める。

、国家戦略特別区域法の一部改正)

第六条 国家戦略特別区域法 (平成二十五年法律第百七号) の一部を次のように改正する。

第十条第三項の表第十九条第一項各号列記以外の部分の項中

育委員会。 市 町村 の教 公共団体である市町村の教育委員会。 玉 家戦 略特別区域会議に係る関係地 方

を

市町村 市町 村の教育委員会。 (以下 特別 域区 号)第七条第一項に規定する国家戦略 国 方公共団体である市町村 公共団体である市町村の教育委員会。 国家戦略特別区域会議に係る関係地 家戦略特別区域会議 一域法 区域会議をいう。) (平成二十五年法律第 (国家戦略特 に係る関 (以下 百 係 七 別 地 方

第十二条の三第十一 項の表に次のように加える。

教育 暴力等の防止等に関する法律 (令和) 職員等による児童生徒 三年法律第五十七号) 性 二項 第 七 条 第 を いう をい 特定公立国際教育学校等を除 第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する V. 国家戦略特別区 域法 平 成 <u>一</u>十 五年法:

律

#### (検討)

第七条 政 分府は、 この法律の施行後速やかに、 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従

事する者による児童生徒性暴力等の防止に関する措置の在り方等について検討を加え、 その結果に基づい

て必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、 この法律の施行後速やかに、 児童生徒等の性的な被害を防止する観点から、 児童生徒等と接す

る業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検

討を加え、 必要があると認めるときは、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政 分府は、 前二項に定めるもののほ か、 この法律の施行後三年を目途として、この法律の 施行の状況につ

て検討を加え、 必要があると認めるときは、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

1

### 附 則(令和五年法律第六十六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条の規定並びに附則第四条第一 項及び第五条の規定 公布の日

第三条中刑事 訴訟法第三百二十一条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第三百二十三条の改正

規定並びに附則第四条第三項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定め

る日

三 附則第十九条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和五年法律第二十八号)附則第一条第

四号に定める日

、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一 部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防 『止等に関する法律第二条第三

項 (第三号に係る部分に限る。) 0) 規定は、 この法律の施行前に行われた同号に規定する刑法第百八十二

条の罪に当たる行為については、適用しない。

附 則(令和五年法律第六十七号) 抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、 公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。 ただし、 第四章及び附則第

三条から第六条までの規定は、 公布 の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

第十五条

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三

項 (第三号に係る部分に限る。) の規定は、 この法律の施行前に行われた同号に規定する性的な姿態を撮

影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第

二条から第六条までの罪に当たる行為については、適用しない。

## 〇教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則 (令和四年文部科学省令第五号)

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)第二十三条第二項

の規定に基づき、並びに同法第十五条第二項及び第二十二条第一項の規定を実施するため、 教育職員等によ

る児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則を次のように定める。

### 、免許管理者による通知

第一条 免許管理者 (教育職 員免許法 (昭和二十四年法律第百四十七号) 第二条第二項に規定する免許管理

者をいう。 以下この条及び次条において同じ。)は、 児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第十条第

項 (第一号又は第二号に係る部分に限る。) の規定により免許状が失効したとき、又は児童生徒性暴力

等を行ったことにより同法第十一条第一項若しくは第三項の規定により免許状取上げの処分を行ったとき

は、 その旨を免許状が失効した者又は免許状取上げの処分を受けた者の免許状を授与した授与権者 (同法

第五条第七項に規定する授与権者をいい、 免許管理者を除く。) に通知するものとする。

(所轄庁による通知及び学校法人等による報告)

第二条 所轄庁 (大学附置の国立学校 (教育職員免許法第二条第三項に規定する国立学校をいう。 次項にお

1 て同じ。) 又は公立学校 (同条第三項に規定する公立学校をいう。以下この項及び次項におい て同

の教育職員等(学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含み、 免許状を有しない · 者を

除く。以下この条において同じ。)にあってはその大学の学長、 大学附置の学校以外の公立学校 (幼保連

携型認定こども園を除く。)の教育職員等にあってはその学校を所管する教育委員会、 大学附置の学校以

外の公立学校 (幼保連携型認定こども園に限る。 の教育職員等にあってはその学校を所管する地 方公共

寸 体の 長、 私立学校 (同法第二条第三項に規定する私立学校をいう。 以下この条において同じ。) 0

職員等にあ っては都道府県知事 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一

項 の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において 「指定都市等」 とい

う。 の区域内の幼保連携型認定こども園の教育職員等にあっては、当該指定都市等の長) をいう。

この条において同じ。)は、 教育職員等が、 次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、 速やかにそ

の旨を免許管理者に通知するものとする (所轄庁が免許管理者である場合を除く。

児童生徒性暴力等を行ったことにより禁錮以上の刑に処せられたとき。

公立学校の教育職員等であって児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職の処分を受けたとき

(懲戒免職の処分を行った者が免許管理者である場合を除く。) 。

2 所轄庁 (免許管理者を除く。) は、国立学校、公立学校 (地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十

八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。)又は私立学校の教育職員等が

前項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事

児童生徒性暴力等を行い、

解雇されたと認められる事実があると思料するときは、 速やかにその旨を免許管理者に通知するものとす

る。

3 学校法人等 (教育職員免許法第七条第二項に規定する学校法人等をいう。)は、 その設置する私立学校

の教育職員等について、第一項第一号に該当すると認めたとき、又は児童生徒性暴力等を行ったことによ

り当該教育職員等を解雇した場合において、 当該解雇の事 由が前項に定める事由に該当すると思料すると

きは、 速やかにその旨を所轄庁に報告するものとする。

由に相当する事由により

## (都道府県教育職員免許状再授与審査会の委員)

第三条 都道府県教育職員免許状再授与審査会 (以下「審査会」という。)の委員は、 児童生徒性暴力等に

関する学識経験を有する者のうちから、 都道府県の教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、 補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

会長に事故があるときは、 あらかじめその指名する委員が、 その職務を代理する。

(議事)

3

第五条 審査会は、 委員の過半数が出席しなければ、 会議を開き、 議決することができない。

2 審査会の議事は、 会議に出席した委員の過半数で決し、 可否同数のときは、会長の決するところによ

る。

3 前項の

前項の規定にかかわらず、 審査会は、 都道府県の教育委員会に対し、 特定免許状失効者等について、

再

び免許状を授与するのが適当であると認められる旨の意見を述べるに当たっては、 出席委員全員から意見

を聴いた上で、原則として、 出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。 ただし、 審査

会において議論を尽くしても、 出席委員全員の意見が一致しないときは、 出席委員の過半数の同意を得た

意見を審査会の意見とすることができる。

(雑則)

第六条 前三条に定めるもののほか、 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、 都道府県の教育委員会規

則で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この省令は、 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一 条の規定は、 この省令の施行の日前に児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効した

# 〇教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)

抄

(授与)

第五条 普通免許状は、 別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若

しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定

める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただ

し、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一·二 略

三 禁錮以上の刑に処せられた者

匹 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三

年を経過しない者

五. 第十一条第一 項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、 当該処分の日から三年を経

過しない者

六略

2 特別免許状は、 教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号のいずれかに該当する者に

は、授与しない。

3 • 4 略

5

臨時免許状は、 普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、 第一項各号のいずれにも

該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。 ただし、 高等学校助教諭の臨時免許状は、 次の

各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。

·二 略

(失効)

第十条 免許状を有する者が、 次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するに至つたとき。

一公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。

三 公立学校の教員 (地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十九条の二第一項各号に掲

げる者に該当する者を除く。)<br />
であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして分限

免職の処分を受けたとき。

2 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならな

\ \ \

(取上げ)

第十一条 国立学校、 公立学校 (公立大学法人が設置するものに限る。 次項第一号において同じ。)又は私

立学校の教員が、 前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解

雇されたと認められるときは、 免許管理者は、 その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げ

なければならない。

国立学校、 公立学校又は私立学校の教員 (地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当

する者を含む。)であつて、 前条第 一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第 一項第

号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。

地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、 前条第 項

第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事 曲に

相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

3 免許状を有する者 (教育職員以外の者に限る。) が、 法令の規定に故意に違反し、 又は教育職員たるに

ふさわしくない非行があつて、 その情状が重いと認められるときは、 免許管理者は、 その免許状を取 り上

げることができる。

4 前三項の規定により免許状取上げの処分を行つたときは、 免許管理者は、 その旨を直ちにその者に通知

しなければならない。この場合において、 当該免許状は、 その通知を受けた日に効力を失うものとする。

5 前条第二項の規定は、 前項の規定により免許状が失効した者について準用する。

(聴聞の方法の特例)

第十二条 免許管理者は、 前条の規定による免許状取上げの処分に係る聴聞を行おうとするときは、 聴聞の

期日 の三十 日前までに、 行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第十五条第一項の規定による通知をしな

ければならない。

2 前 項 の聴聞 の期日における審理は、 当該聴聞の当事者から請求があつたときは、公開により行わなけれ

ばならない。

3 第一項の聴聞に際しては、 利害関係人(同項の聴聞の参加人を除く。)は、 当該聴聞の主宰者に対し、

当該聴聞 の期日までに証拠書類又は証拠物を提出することができる。

4 第 項の聴聞 の主宰者は、 当該聴聞 の期日における証人の出席について、 当該聴聞の当事者から請求が

あつたときは、これを認めなければならない。

(失効等の場合の公告等)

第十三条 免許管理者は、この章の規定により免許状が失効したとき、又は免許状取上げの処分を行つたと

きは、 その免許状の種類及び失効又は取上げの事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告するとと

もに、 その旨をその者の所轄庁及びその免許状を授与した授与権者に通知しなければならない。

2 この章の規定により免許状が失効し、若しくは免許状取上げの処分を行い、 又はその旨の通知を受けた

ときは、 その免許状を授与した授与権者は、この旨を第八条第一項の原簿に記入しなければならな

(通知)

第十四条 所轄庁(免許管理者を除く。)は、 教育職員が、 次の各号のいずれかに該当すると認めたとき

は、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

第五条第一項第三号又は第六号に該当するとき。

第十条第一項第二号又は第三号に該当するとき (懲戒免職又は分限免職の処分を行つた者が免許管理者

である場合を除く。)。

三 第十一条第一項又は第二項に該当する事実があると思料するとき (同項第二号に規定する免職の処分を

行つた者が免許管理者である場合を除く。)。

(報告)

第十四条の二 学校法人等は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号若しくは第六号

に該当すると認めたとき、 又は当該教員を解雇した場合において、 当該解雇の事由が第十一条第一項若し

くは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、 速やかにその旨を所轄庁に報告しなければ

ならない。

(特定免許状失効者等に係る免許状の再授与)

第十六条の二 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)第二

条第六項に規定する特定免許状失効者等(第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。)の免許状

の再授与については、この法律に定めるもののほか、 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関す

る法律の定めるところによる。

# 〇教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)

抄

第七十四条の二 免許法第十三条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものと

する。

一氏名

本籍地

三 免許状の種類

四 授与権者

五 免許状授与年月日

六 免許状の番号

七 失効又は取上げの年月日

八 失効又は取上げの事由 (免許法第十条第一項第二号若しくは第十一条第一項の規定による失効若しく

は取上げ又は懲戒免職の処分を受け、若しくは解雇された校長、 副校長、 教頭、 実習助手若しくは寄宿

舎指導員に係る同条第三項の規定による取上げにあつては、 次のいずれの理由による懲戒免職又は解雇

に係るものであるかの別を含む。)

1 児童生徒性暴力等 (教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項に規定

する児童生徒性暴力等をいう。)

口 わいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント(イに該当するものを除く。)

ハ 交通法規違反又は交通事故

二 教員 の職務に関し行つた非違 (イからハまでに該当するものを除く。)

ホ イからニまでに掲げる理由以外の理由

第七十四条の三 所轄庁 (免許管理者を除く。) が免許法第十四条の規定による免許管理者へ (T) 通知を行う

場 合 (その教員が免許法第十条第一項第二号に該当するとき又は免許法第十一条第一項に該当する事実が

あると思料するときに限る。)又は学校法人等が免許法第十四条の二の規定による所轄庁への報告を行う

場合 (その行つた解雇の事由が免許法第十一条第一項に定める事由に該当すると思料するときに限る。)

には、 その通知又は報告は、 懲戒免職又は解雇の理由が前条第八号イからホまでのいずれに該当すると思